和光市産業振興条例(案)

(目的)

第1条 この条例は、中小企業・小規模事業者が地域経済の活性化及び地域住民の生活の向上に果たす役割の重要性に鑑み、中小企業・小規模事業者の振興について基本となる事項を定め、中小企業・小規模事業者の振興に関する施策を総合的に推進するとともに、市民、事業者、経済団体等、その他の機関等及び市が、それぞれの役割等を明らかにして多様な主体の連携・協働を図り、本市が持つ都市近郊でありながら緑が豊かで若年層が多い居住環境、陸路・鉄道等交通の利便性の良さ、商業系や産業系の土地区画整理事業の進展等の特徴を活用しながら、地域経済の活性化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところ による。
 - (1)事業者 市内で営利を目的とする事業を営む法人及び個人をいう。
 - (2) 中小企業 中小企業基本法 (昭和 38 年法律第 154 号。) 第 2 条第 1 項に規定する 事業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
 - (3)小規模事業者 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律 (平成5年法律第51号。)第2条に規定する事業者であって、市内に事務所又は事 業所を有するものをいう。
 - (4)経済団体等 次に掲げるものをいう。
 - ア 市内に事務所を有する商工会法(昭和35年法律第89号)に基づく商工会
 - イ 市内に本店又は支店を有する銀行、信用金庫その他の金融機関
 - ウ 市内に本店又は支店を有する農業協同組合法 (昭和 22 年法律第 132 号) に基づく農業協同組合
 - エ その他経済活動の発展に寄与する市内の団体等
 - (5)大企業 中小企業・小規模事業者以外の事業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
 - (6) その他の機関等 国の関連機関並びに交通関連機関等であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
 - (7)市民 市内に在住、在勤又は在学する者をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業・小規模事業者の振興は、中小企業・小規模事業者の自らの創意工夫 や自主的な努力及びそれに対する適切な支援により、中小企業・小規模事業者の活力 の向上を図り、その事業の持続的な発展を推進するために、その特性に応じた総合的 な施策について、市民・事業者・経済団体等・その他の機関等及び市が連携し、協働 で推進していくことを基本とする。

(基本的施策)

第4条 市は、第1条の目的を達成するため、前条の基本理念に基づき、和光市産業 振興計画(平成23年3月策定)に掲げる施策を行うものとする。

(市の責務)

- 第5条 市は、第3条に定める基本理念にのっとり、前条に定める基本的施策を策定 し、及び実施する。
- 2 市は、前条の施策を推進するに当たっては、国、県、経済団体等と連携を図りながら、経済・社会情勢の変化に対応した中小企業・小規模事業者の振興のための適切な施策を推進する。
- 3 市は、前条の施策の実施に当たっては、商工会等の中小企業・小規模事業者支援団 体等と緊密な連携を図る。

(中小企業・小規模事業者の役割)

- 第6条 中小企業・小規模事業者は、第3条に定める基本理念にのっとり、その事業 の持続的な発展を図るため、円滑かつ着実な事業の運営に努めるとともに、その事業 活動を通じて地域の振興に資するよう努めるものとする。
- 2 中小企業・小規模事業者は、その事業の持続的な発展に関し、地域における他の事業者、経済団体等及び市等と連携するよう努めるものとする。
- 3 中小企業・小規模事業者は、商工会等の中小企業・小規模事業者支援団体等へ加入 し、第4条に定める市が実施する基本的施策の推進に協力するとともに、地域社会 を構成する一員として、「和光市企業市民の認定に関する要綱」(平成22年6月制定) に定める企業市民活動に積極的に参画し、暮らしやすい地域社会の実現に貢献する よう努めるものとする。

(経済団体等の役割)

- 第7条 経済団体等は、第3条に定める基本理念にのっとり、中小企業・小規模事業者の経営の向上及び改善に積極的に取り組むとともに、市が実施する中小企業・小規模事業者振興施策に相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。
- 2 経済団体等は、国、県、市等が行う中小企業・小規模事業者の振興に向けた取り組みに積極的に参画するよう努めるものとする。

(大企業の役割)

- 第8条 大企業は、中小企業・小規模事業者が地域経済の活性化に重要な役割を果たすことを理解し、中小企業・小規模事業者との連携を図るとともに、国、県、市等が実施する中小企業・小規模事業者振興施策に積極的に参画し、連携並びに協力するよう努めるものとする。
- 2 大企業は、商工会等の中小企業・小規模事業者支援団体等へ加入し、第4条に定める市が実施する基本的施策の推進に協力するとともに、地域社会を構成する一員として、「和光市企業市民の認定に関する要綱」(平成22年6月制定)に定める企業市民活動に積極的に参画し、暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるもの

とする。

(その他の機関等の役割)

- 第9条 その他の機関等は、中小企業・小規模事業者が地域経済の活性化に重要な役割を果たすことを理解し、国、県、市等が実施する中小企業・小規模事業者振興施策に 積極的に協力するよう努めるものとする。
- 2 その他の機関等は、商工会等の中小企業・小規模事業者支援団体等が行う事業や第4条に定める市が実施する基本的施策の推進に協力するとともに、地域社会を構成する一員として、「和光市企業市民の認定に関する要綱」(平成22年6月制定)に定める企業市民活動に積極的に参画し、暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第10条 市民は、中小企業・小規模事業者が地域経済の活性化及び市民生活の向上に 貢献し、地域社会において重要な役割を担っていることを理解し、中小企業・小規模 事業者の持続的な発展に協力するものとする。

(産業振興協議会の設置)

- 第11条 市は、第1条に定める目的の達成並びに第4条に定める基本的施策の円滑な 推進を図るため、和光市産業振興協議会(以下「協議会」という。)を設置する。
- 2 協議会は、中小企業の経営者・小規模事業者、学識経験者、行政機関の職員等多様な構成員により構成する。
- 3 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に必要な事項については、規則で定める。

(公表)

第12条 市は、毎年第4条に定める基本的施策に関する実施状況を検証し、これを公表するものとする。

(委任)

- 第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が 別に定める。
- 附 則 この条例は、令和2年1月1日から施行する。